

次期築上町総合計画策定の基本方針

1. 策定趣旨

築上町では、平成 18 年の町制施行以来、これまで 10 年ごとに第 1 次から第 2 次までの総合計画を策定し、計画的な町政の運営と住民福祉の向上に努めてきました。

平成 29 年度から令和 8 年度を計画期間とする現行の第 2 次築上町総合計画（以下「現行計画」という。）においては、基本構想で「“自然と歴史・文化を育む” 一心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり」を本町の将来像（基本理念）として掲げ、その実現に向けて各施策分野で様々な事業を展開しているところです。

この間、本町では人口減少と少子高齢化が進行したほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や生成 AI に代表される目まぐるしい技術革新にも直面するなど、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代を迎えています。

そのような中でも、本町は住民生活に最も身近な基礎自治体として、住民の生活の質の向上と持続可能な町政運営とを追求していくため、令和 9 年度を始期とする次期総合計画を策定します。

2. 次期総合計画の名称

次期総合計画の名称は「第 3 次築上町総合計画」（以下「第 3 次総合計画」という。）とします。

なお、計画策定の議論において、第 3 次総合計画について別の名称が提案された場合に、その名称を採用することを妨げるものではありません。

3. 計画の位置付け

第 3 次総合計画は、本町の将来の行政需要やそれを踏まえたまちづくりの方向性を住民と共有するとともに、これからの町政運営全般についての指針となるものです。本町は、第 3 次総合計画を町の最上位計画として位置付け、本町が各施策分野に関する行政計画を策定する場合は、第 3 次総合計画との整合を図るものとします。

また、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき策定した第 3 期築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）については、本町の計画行政の効率化と地方創生の取組の一層の推進を図る観点から、第 3 次総合計画と一体化させることとします。

4. 計画策定の基本的な考え方

第3次総合計画は、次に掲げる事項を計画づくりの基本的な考え方とし、策定に向けた取組を進めます。

(1) 分かりやすく住民の共感を得られる協働の計画づくり

本町を取り巻く社会情勢やまちづくりの方向性を分かりやすく示し、幅広く住民の共感を得られる計画にします。また、計画策定のプロセスの中で、こどもを含む住民に対して多様な参画の機会や意見表明の手段を用意し、行政と住民との協働による計画づくりを行います。

(2) 人口減少社会の到来を踏まえた計画づくり

従来型の「拡大・成長」する社会を前提とした社会基盤整備に重点を置いた計画ではなく、本町が直面する人口減少社会の到来を正面から受け止め、「縮小」する社会を前提とした持続可能で柔軟な行政運営の実現に重点を置いた計画づくりを行います。

(3) 将来のまちの姿を見据えた計画づくり

住民や地域社会、町職員の「こんな築上町にしたい」という将来のまちの姿を起点として、その実現に向けて実施すべき取組を整理するバックキャストイングの手法を取り入れた計画づくりを行います。

(4) 重点分野や優先順位が明確で実効的な計画づくり

まちの将来像（基本理念）や住民の意識調査等を踏まえ、重点分野や施策間の優先順位を明確にし、限られた人員や財源の中でも、実効性を確保することができる計画づくりを行います。

(5) 成果目標や達成度が見える行政評価制度と連動した計画づくり

住民からの行政需要や本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、的確な成果目標や評価指標を計画に設定するとともに、行政評価制度との連動を通じて、予算編成や組織管理等とも関連するトータルシステムとしての計画体系を構築します。

5. 計画の構成等

第3次総合計画は次に掲げるとおり、基本構想及び基本計画からなる2層構造の構成とします。

(1) 基本構想 10年間

本町の目指すまちの将来像とその実現に向けた基本的な方向性を示すものです。なお、基本構想の内容は、築上町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年条例第17号）に基づき、議会の議決を経て決定します。

【計画期間】 令和9年度から令和18年度

(2) 基本計画 5年間

基本構想で示されたまちづくりの基本的な方向性を踏まえ、町政全般にわたって施策を分野別に体系化し、各施策分野の現状と課題を整理したうえで、今後の主要な取組について示すものです。

なお、総合戦略については、基本計画の一部として組み込む形で第3次総合計画との一体化を図ることを基本とします。

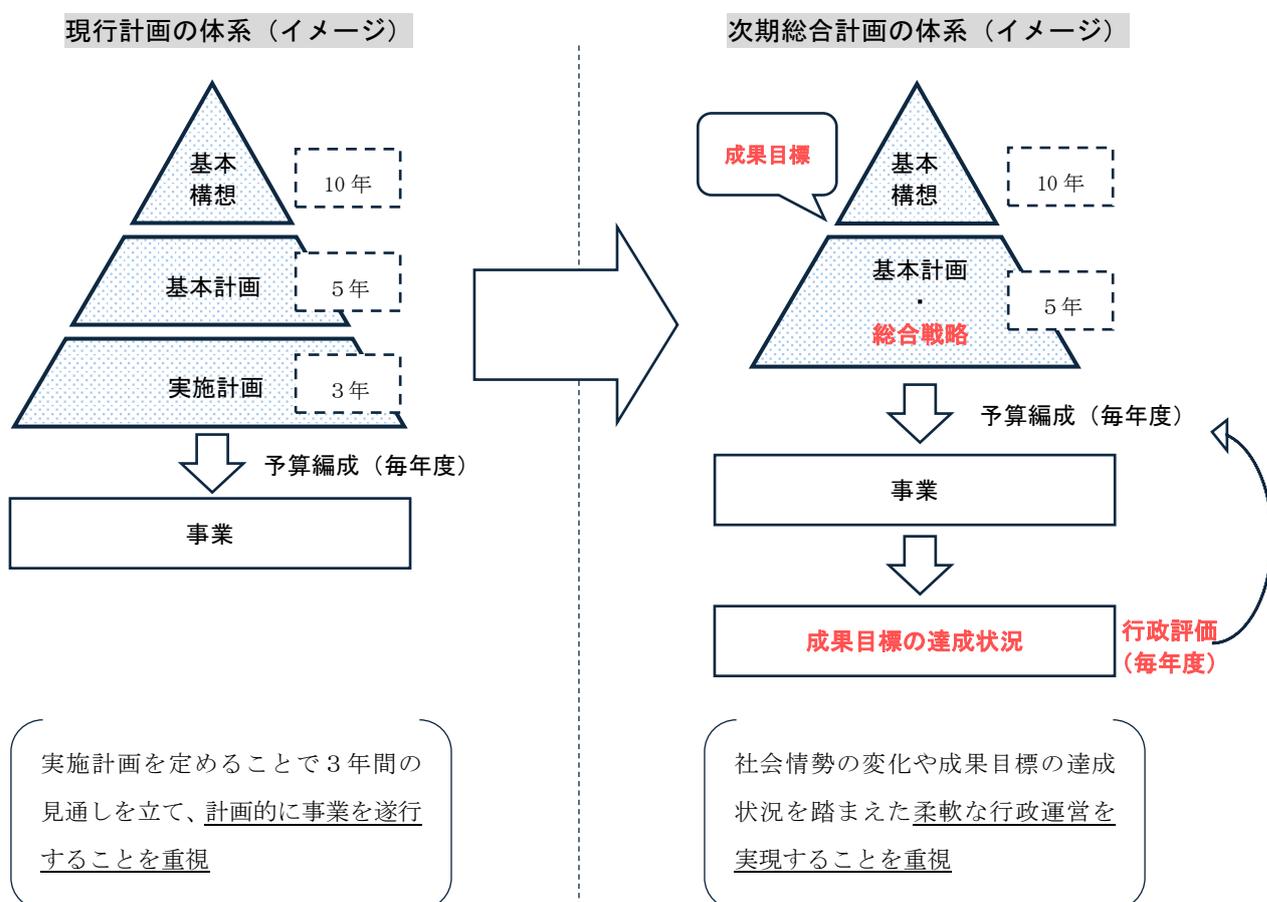
【計画期間】(前期) 令和9年度から令和13年度

(後期) 令和14年度から令和18年度

(3) 現行計画との相違

現行計画は、基本構想(10年間)・基本計画(前期後期の各5年間)・実施計画(3年を一期とし毎年ローリングにより更新)の3層構造とし、計画的な行政運営を行うための指針としてきました。

第3次総合計画では、社会情勢の変化により柔軟に対応していくため、施策分野の目標を示す機能に重点を置いた2層構造に再構成し、個別具体的な事業については、毎年度、行政評価制度や予算編成を通じて成果目標の達成に向けた効果的な取組を検討していくこととします。



6. 策定体制

(1) 庁内策定体制

① 築上町総合計画審議会

学識経験者や公共的団体等の代表者、住民公募委員等で構成し、町長の諮問に応じて第3次総合計画の策定に関して必要な調査及び審議を行い、町長に対して答申します。

② 総合計画等推進本部

本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部員（庁議構成員）で構成し、計画策定に係る基本的事項を検討・決定するとともに、総合計画等推進本部専門部会（③）から報告された事項について審議・決定します。

③ 総合計画等推進本部専門部会

本部長が指名する職員で構成し、計画策定に係る事項を調査・審議し、その結果を本部会に報告します。

④ 職員

第3次総合計画素案に係る意見募集等の機会を通じ、計画策定に参加します。

⑤ 企画財政課企画計画係

上記①～③の事務局など、計画策定に係る実務を担当します。

(2) 住民

① 審議会委員

築上町総合計画審議会の委員として住民の参加を募り、計画策定過程に住民の声を反映させます。

② 住民意識調査（アンケート調査）

各施策分野の住民意識における現状の評価や重要度等を把握します。

③ ワークショップ

基本構想におけるまちの将来像や各施策分野の目標設定に住民意見を取り入れ、住民が共感できる計画となるよう努めます。

④ こどもの意見表明の機会の確保

こどもの意見表明の権利を尊重し、政策決定過程にこどもの意見を反映させるよう努めます。

⑤ パブリックコメント

第3次総合計画案について、広く住民等を対象に意見公募手続を実施します。

⑥ その他

上記①～⑤のほか、第3次総合計画策定過程への住民意見の反映について適切な方法がある場合は、その方法を採用することも検討します。

(3) 町議会

基本構想は議会の議決を経て決定します。また、策定の進捗に合わせて、議会に対して報告を行います。

(4) 策定業務の一部委託

策定にあたっては、計画策定手法など専門的知識及び技術を要するため、専門機関に業務の一部を委託します。

7. 策定スケジュール（予定）

(1) 令和7年度

令和7年	5月	次期総合計画策定の基本方針（案）の検討
	6月	基礎調査の実施 基本構想及び基本計画のフレーム（案）の検討 次期総合計画策定の基本方針の決定
	10月	基本構想及び基本計画のフレーム（案）の決定 総合計画審議会委員の委嘱（総合戦略効果検証のため）
	12月	町議会に対し次期総合計画策定の基本方針を報告

令和8年	2月	町長インタビュー
------	----	----------

(2) 令和8年度

令和8年	4月	総合計画審議会に対し計画策定を諮問 基本構想素案の検討
	～7月	住民意識調査及びワークショップの実施
	8月	基本構想素案の決定
	9月	基本構想について町議会に議案上程
	10月	基本計画素案の検討
	12月	基本計画素案の決定 町議会に対し基本計画素案（パブコメ前）を報告

令和9年	1月	パブリックコメント実施
	3月	総合計画審議会より答申 第3次総合計画策定